

## 旭川工業高等専門学校寄宿舎規則

制定	昭和37. 4. 1	
改正	昭和39. 1. 14	昭和47. 12. 25達第16号
	昭和49. 6. 20達第7号	昭和55. 9. 26達第3号
	平成3. 3. 22達第8号	平成11. 2. 9達第10号
	平成11. 4. 13達第15号	平成15. 1. 14達第8号
	平成19. 2. 13達第21号	平成20. 2. 19達第20号
	令和3. 4. 15規則第23号	令和4. 2. 24規則第7号

### 旭川工業高等専門学校寄宿舎規則

- 第1条 旭川工業高等専門学校寄宿舎（以下「寄宿舎」という。）は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生を寄宿させる。
- 第2条 寄宿舎は、明誠寮と称する。
- 第3条 入寮を希望する者は、入寮願（別記様式第1号）を寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第4条 入寮を希望する者は、入寮誓約書（別記様式第2号）を提出しなければならない。
- 第5条 寄宿舎各室の人員配置は、寮務主事がこれを定める。
- 第6条 寮生が退寮しようとするときは、退寮願（別記様式第3号）に事由書を添え寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第7条 寮生は、旭川工業高等専門学校学則第34条に規定する寄宿料を、本校の指定する日までに納入しなければならない。
- 2 寮生は、前項の規定にかかわらず、当該年度内に納入する寄宿料の額の総額の範囲内で前納することができる。
- 第8条 寮生は、入退寮の日が月の中途であっても、1月分の寄宿料を納入しなければならない。
- 第9条 寮生は、生活上必要な諸経費（以下「寮費」という。）を本校の指定する日までに納入しなければならない。
- 第10条 寄宿舎の施設設備等を故意又は重大な過失により滅失又は毀損したときは、弁償の責任を負わなければならない。
- 第11条 校長は、2月以上寄宿料、寮費の納付義務を怠った者あるいは寄宿舎に関する諸規則に違背した者には、退寮を命ずることがある。
- 第12条 校長は、寮生が疾病その他の事由により在寮不相当と認めたときは、必要な期間中退寮を命ずることがある。

### 附 則

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和39. 1. 14）

この規程は、昭和39年1月14日から施行する。

### 附 則（昭和47. 12. 25 達第16号）

この規程は、昭和48年1月1日から施行する。

### 附 則（昭和49. 6. 20 達第7号）

この規程は、昭和49年6月20日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。ただし、第4条の規定については、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和55. 9. 26 達第3号）

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（平成3. 3. 22 達第8号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成11. 2. 9 達第10号）

この規程は、平成11年2月9日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則（平成11. 4. 13 達第15号）

この規程は、平成11年4月13日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成15. 1. 14 達第8号）

この規程は、平成15年1月14日から施行する。

附 則（平成19. 2. 13 達第21号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 2. 19 達第20号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 4. 15 規則第23号）

この規則は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4. 2. 24 規則第7号）

この規則は、令和4年2月24日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

(元号) 年度入寮願 (新規・継続)

(元号) 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

学科第 学年

ふりがな  
(本人) (自署) 氏 名  
電話番号 — —  
(携帯電話) — —

(保護者等) (自署) 住 所  
学生との関係  
氏 名  
電話番号 — —  
(携帯電話) — —

このたび寄宿舍に入寮したいので、御許可くださるようお願いいたします。

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

入 寮 誓 約 書

旭川工業高等専門学校長 殿

このたび貴校寄宿舍へ入寮の上は、寄宿舍の意義を認識し、学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

（元号） 年 月 日

氏 名 （自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」（令和 3 年 2 月 18 日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校寄宿舍の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

住 所

学生との関係

氏 名

（自署）

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

退 寮 願

（元号） 年 月 日

旭川工業高等専門学校長 殿

学科第 学年

（本人）氏名 （自署）  
（保護者等）氏名 （自署）

このたび下記の理由により退寮したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

理 由

退寮年月日